

## あさひ 第3八広寮運営規程

### (宿泊所の目的)

第1条 一般社団法人地域生活支援協議会あさひ（以下、「当会」という。）が設置する無料低額宿泊所あさひ 第3八広寮（以下「当会宿泊所」という。）において実施する社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、当会宿泊所を利用する対象者（以下、「入居者」という。）に対して、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させると共に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものとする。

2 前1項を達成するために、当会では、おもに民間アパート等において一人暮らしができるようになること、一人だけでの生活が困難であれば、各種支援サービスを利用できるよう調整することで一人暮らしを実現できるようにすること、一人暮らしを支える支援サービスがなければ事業継続性との調和を図りながら、当会でサービス開発し、入居者が有する能力を最大限に發揮できるようになることを目的とした生活訓練を中心とした生活支援サービスを適切に行うものとする。

3 前2項を達成するために、当会では以下に掲げる支援方針を定め、各宿泊所に指定する。

第1類 地域生活訓練特化型：主に依存・嗜癖者ないし障害者（疑いを含む）に対する支援を行う。

第2類 社会参加・就労訓練特化型：主に稼働層に対する支援を行う。

第3類 生活支援特化型：自己の抱える生活課題を明らかにし、その理解、及び、その解決を目指すための支援を行う。

4 無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居に係る契約の契約期間は、原則として12ヶ月以内とする。

5 当会は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、独立して日常生活を営むことができるかを適宜把握するものとする。

6 入居者が独立して日常生活を営むことができる場合、入居者の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退去のための必要な支援を行うものとする。

7 被保護者や公的援助を受けている者については、施設利用開始日から原則として3ヶ

月以内に、居宅生活の可否及び条件について、本人及びその実施機関に当会の見立てを報告する。それ以外の者は、入居日当日から不動産賃貸借契約等を締結することができる。

8 地域協生を重視した運営を行い、東京都、墨田区（又は、葛飾区、足立区、江戸川区、ないし、当会施設近接区）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、そして地域住民との連携に努めるものとする。

9 前 5 項のほか、社会福祉法、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営基準に関する条例（令和元年東京都条例第 81 号。）、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和元年東京都規則第 110 号）及び東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領（令和 2 年 3 月 24 日付 31 福保生保第 1684 号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業宿泊所の運営を行うものとする。

#### （当会宿泊所の名称等）

第 3 条 当会宿泊所の名称、所在地及び電話番号は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : あさひ 第 3 八広寮
- (2) 所在地 : 墨田区八広 3-1-3
- (3) 電話番号 : 非公表（施設長直通）／03（6657）0545

#### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 当会宿泊所における職員の職種、サービス等の提供に必要な員数は、定員 9 人に對し、次のとおりとする。但し、運営状況から欠員の生じる職種が生じることがある。

- (1) 施設長（管理者）1名（地域生活支援員及び生活訓練員と兼務）
- (2) 生活訓練員 1名（常勤 1名地域生活支援員と兼務の場合がある）
- (3) 清掃員 1名（非常勤 1名）
- (4) 夜勤職員 1名（常勤非常勤問わず 1名）

2 施設長は、職務として職員の管理、入退去に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し本運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。尚、上記に掲げる職種、ないし、地域生活支援員を兼務することがある。

3 施設長及び生活訓練員は、職務として入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。

4 地域生活支援員は、施設利用終了後、引き続き当会生活支援サービスの利用を希望する者に対して、適切な助言及び必要な支援を行う。

#### （職員の勤務時間）

第 5 条 当会宿泊所における職員の基本的な勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、年末年始休暇（12 月

31日から1月3日まで)、夏季休暇(7月から8月までのうち、原則として連続した5日間)、及び、研修日を除く。

- (2) 時間 原則として、午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の勤務日・時間のほか、緊急時に対応できるよう常時連絡がとれる体制とする。

対応電話番号 契約書記載の施設長携帯電話番号、並びに、他施設長携帯番号

2 当会の運営状況と法定労働条件等の調整により、前1項に掲げた日数又は時間を、やむをえず削除又は短縮する場合がある。

(主な入居対象者)

第6条 当会宿泊所に入居できる主な対象者は次の通りである。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 低収入であるために生計が困難である者
- (3) その他罹災等により居住できる住居がない者

(入居定員及び居室面積)

第7条 当会宿泊所の入居定員、並びに、各居室面積は以下のとおりとする。

単身世帯居室（個室） 計9名 4.95 m<sup>2</sup>以上

(サービス等の内容)

第8条 入居者に提供する居室の利用及びサービスの提供は、次のとおりとする。

- (1) 専用による居室の利用
  - (2) 共用による炊事設備、洗面所、洗濯所、トイレ、風呂場、喫煙場所の利用
  - (3) 入浴機会の提供  
13:00～21:00（毎日）
  - (4) 1営業日につきおおむね1回の、居室訪問等による入居者の状況の把握
  - (5) 入居者からの簡易な相談に対する助言（口頭助言のみで完結する相談）
- 2 前項に加え、生活支援サービスを希望する者には以下のサービスを提供する。
- (1) 福祉事務所等の公的機関、入居者が利用する福祉サービス事業者、医療機関その他の関係機関等との連絡調整
  - (2) 入居者からの相談に対する助言、及び、各種申請、届出、申込に係る手続き支援
  - (3) 金銭管理
  - (4) その他、入居者の状態、又は、希望に応じた生活訓練・生活支援サービス
- 3 金銭管理支援は、別途定める「金銭管理規程」に基づいて行う。

(業務の第三者への委託)

第9条 当会宿泊所は、前条に規定するサービス等の提供に関する業務は、当会職員によって行うものとする。但し、次の業務については、第三者に委託する場合がある。

- (1) 定期的な清掃及び修繕に関する業務
- (2) 定期的な防災・衛生管理に関する業務
- (3) その他臨時に発生する設備等の維持・管理・運営上必要な業務であって、入居者の支援に多大な影響を及ぼさない業務

(入居者から受領する費用の種類及び額)

第10条 当会宿泊所が居室の利用又はサービスを提供した際は、入居者から費用の支払いを受けるものとし、その種類と内訳は次の各号のとおりとし、その額については別途、公表する。

- (1) 居室使用料 (施設の利用に係る費用)

1か月につき 53,700円／48,000円

- (2) 共益費 (トイレ、台所、風呂場、喫煙所を含む共用部の維持管理費、各居室の貸与物にかかる物品購入及び維持管理費、共用部の清掃費、施設修繕費、左記目的に係る委託費)

1か月につき 5,000円

- (3) 光熱水費

1か月につき 10,000円

光熱水費は実費相当とし、額は以下のとおりとする。ただし、以下の額が実費相当の額と著しく乖離した場合は、見直すものとする。

電気 1か月につき 7,000円

ガス 1か月につき 1,500円

水道 1か月につき 1,500円

- (4) その他生活において必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものの実費

## 2 生活支援サービスに係る利用料

- (1) 基本サービス費 (状況把握や助言等の各種支援に係る費用)

1か月につき 7,000円

- (2) 日常生活支援住居施設における事務委託費相当額 (自費利用者のみ)

3 第1項(4)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

4 入居者が月の途中に入退去する場合については第1項各号及び第2項各号に掲げる費用については実際に入居していた日割りによるものとする。

5 宿泊所が費用の支払いを受けた場合は、費用の種類ごとの内訳を記した領収証を、当該費用を支払った入居者に対し交付するものとする。

(サービス等の利用にあたっての留意事項)

第 11 条 入居者は、居室の利用及びサービス利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 火器の取扱いに注意すること。
- (2) 宿泊所内において、飲酒、けんか、口論、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 宿泊所内において入居者や職員等に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしないこと。
- (4) 居室等の修理又は造作模様替えや外部の福祉サービス等の利用を希望する際には予め宿泊所と協議すること。
- (5) ゴミ、廃棄物、危険物を持込まないこと。
- (6) 近隣住民との良好な関係の構築に努めること。
- (7) 宿泊所の管理上必要な施設長の指示に従うこと。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 12 条 緊急時及び事故が発生したときは、状況に応じ、速やかに医療機関、都、区又は市（被保護者の場合）及び入居者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 事故の状況及び事故に際して取った措置について記録し、当該入居者の契約終了の日（当該契約終了の日において当該記録に係る事象が完結していない場合にあっては、その完結の日）から 5 年間保存するものとする。

3 居室の利用及びサービス提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 当会宿泊所は、非常災害に備えるため、年に 2 回以上、定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間を想定した場合を含む。）を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 入居者の使用する設備、食器等又は員用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (苦情への対応)

第 15 条 提供したサービス等に関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の通り苦情対応に関する窓口を設置し、苦情対応に関する窓口を設置し、責任者を定めるものとする。

(1) 苦情対応窓口 1 施設長

電話番号 携帯電話番号直通

(2) 苦情対応窓口 2 責任者 榎本 光博

電話番号 080 (3460) 6297

2 前項の苦情を受けた場合には、その内容を記録し、当該入居者の契約終了の日（当該契約終了の日において当該記録に係る事象が完結していない場合にあっては、その完結の日）から 5 年間保存するものとする。

3 苦情はサービス等の質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、サービス等の質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

4 都から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行い、都からの求めに応じて改善の内容を都に報告するものとする。

5 社会福祉法 70 条及び 85 条第 1 項に規定する調査にできる限り協力するものとする。

#### (個人情報の保護)

第 16 条 その業務上知り得た入居者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た入所者等の秘密を当会職員間、及び、公的機関等担当者とは共有し、それ以外の者には提供しない。

3 当会は、職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持するため、職員でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 他の福祉サービス事業者等に対して、入居者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 17 条 職員の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後、原則として 3 ヶ月は試用期間とし、研修を行う。

(2) 東社協研修 東京都社会福祉協議会が実施する研修のうち、本人の希望、又は、当会が指定する。

(3) 指定研修 当会が指定する研修を受講する。

(4) その他研修 本人が希望する研修のうち、当会が認めた場合に限り、当会が諸経費

を負担する。

- (5) 資格取得支援　社会福祉士等当会業務に関連する資格取得支援については、別途定める。

2 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 入居者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、それぞれ当該入居者の契約終了の日（当該契約終了の日において当該記録に係る事象が完結していない場合にあっては、その完結の日）から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者の意向を十分に考慮して事業者と宿泊所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 10 日に改訂し、同日から施行する。